

## 新富山県教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する計画(以下「基本計画」という。)を新たに策定するにあたり、基本計画の策定内容に専門的、総合的な見地からの意見を反映させるため、新富山県教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定内容の検討に関する事項
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、学校教育関係者、保護者、経済界関係者等のうちから教育長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、基本計画の策定の日までとする。

(役員)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を進行し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、教育長が招集する。

(専門委員)

第8条 委員会に、専門の事項を協議させるため、専門委員を置くことができる。

(アドバイザー)

第9条 委員会に、必要な意見を聴くため、アドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、富山県教育委員会教育企画課において処理する。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。